

◎新潟県告示第1098号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 町立湯沢病院
- 2 所 在 地 南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877番地1
- 3 有効期間 平成29年10月22日から  
平成32年10月21日まで